

御触書の発令年次について断定的に過ぎ、誤解するおそれのある表現である。

農民への御触書

- 一、酒や茶を買って飲んではいけない。
- 一、麦・粟・稗・蕎麦・大豆その他を
とわず雑穀をつくり、米を食いつぶ
さないようにすること。
- 一、百姓の衣類については、麻の布と
木綿以外のものを、帯や着物、裏地
にも使ってはならない。
- 一、たばこをすってはならない。

1649(慶安2)年2月26日
(一部の要約)

意見番号59に示します。 修正表29頁に示します。

農民への御触書

- 一、酒や茶を買って飲んではいけない。
- 一、麦・粟・稗・蕎麦・大豆その他を
とわず雑穀をつくり、米を食いつぶ
さないようにすること。
- 一、百姓の衣類については、麻の布と
木綿以外のものを、帯や着物、裏地
にも使ってはならない。
- 一、たばこをすってはならない。

(一部の要約)

修正表30頁に示します。